

厚生労働省提出資料

提出資料の構成

毎月勤労統計調査の集計方法の変更について	3
毎月勤労統計調査全国調査票	8
毎月勤労統計調査夏季賞与関係業務について(令和3年9月15日付け事務連絡)	9
「毎月勤労統計調査夏季賞与関係業務について」の修正について(令和3年10月8日付け事務連絡)・	12
毎月勤労統計調査 令和3年8月分結果確報(抜粋)	17
毎月勤労統計調査 令和3年9月分結果速報等(抜粋)	18

毎月勤労統計調査の集計方法の 変更について

令和4年1月26日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、労使関係担当)

毎月勤労統計調査について

1 毎月勤労統計の賃金に関する調査事項及び集計事項

調査事項と 集計事項の概要	8 現金給与額		
	(1)きまって支給する給与	(2)超過労働給与 (1)の内数	(3)特別に支払われた給与 (4)賞与 (3)の内数

○月報、年報、年度報における集計事項

- ・現金給与総額 = (1)きまって支給する給与 + (3)特別に支払われた給与
- ・きまって支給する給与 = (1)きまって支給する給与
- ・所定内給与 = (1)きまって支給する給与 - (2)超過労働給与
- ・所定外給与 = (2)超過労働給与
- ・特別に支払われた給与 = (3)特別に支払われた給与

○年2回の特別集計における集計事項

- ・賞与 = (4)賞与

2 集計方法変更の概要

(1) 従前の方法

- 賞与については、年2回、夏季賞与は6月～8月、年末賞与は11月～翌年1月の「特別に支払われた給与（特別給与）」のうち、賞与として支給された給与を特別集計し、公表。
- 集計に当たっては、特別集計を開始するタイミング（夏季：8月の調査票の回収時期の9月中旬～10月中旬、年末：1月の調査票の回収時期の2月中旬～3月中旬）で、厚生労働省からの指示により、都道府県が、提出された調査票を点検し、賞与の記入がない場合は、事業所に電話などで賞与の支給状況を確認して補正。
- 補正は、賞与支給月の調査票の賞与及び特別給与欄を補正することを基本とするが、すでに月報の集計が終了した月（夏季：6、7月、年末：11、12月）に賞与を支払い、その月の調査票が提出されていなかった場合には、集計対象最終月（夏季：8月、年末：1月）の調査票の備考欄に「●月分」と記載した上で、賞与欄に記載し、特別給与欄に賞与額分を加算する方法で行っていた。（7頁参照、【6・7月の調査票の提出がない場合】のケース）

※例えば令和2年8月分の場合、24,775件の調査票のうち15件をこの方法で補正

毎月勤労統計調査について

(2) 変更の経緯

- 令和3年夏季賞与について、都道府県あて通知を発出（9月15日）。その後、県から賞与支給月に調査票を提出していない事業所の補正方法について問い合わせあり。これにより、地方調査において、他の月の特別給与に補正をした場合に、その月の集計値が過大になるケースを把握（10月5日）。
- これについて検討した結果、他の月の特別給与に補正を行う取扱いを見直す方が、よりよい集計方法になるとの結論に至り、取扱いを変更する通知を発出（10月8日）。
- 「毎月勤労統計調査令和3年8月分結果確報」公表（10月22日）、「毎月勤労統計調査令和3年9月分結果速報」で賞与の特別集計を公表（11月9日）。

※集計方法の変更について発表資料への付記や、ホームページへの掲載は行っていない。

参考1：・特別に支給された給与が少ない月に額の大きい賞与が加算されることになっていた以前の処理と比較して、変更後の処理においては、これがなくなるため、現金給与総額が小さいものとなる。

- ・この集計方法変更の影響規模を平成31年1月以降で粗い試算を行うと、現金給与総額が、最大、月額で△300円程度（影響率△0.1%）、年平均で△40円程度（影響率△0.01%）

参考2：毎月勤労統計調査の利活用状況（現金給与総額・特別に支払われた給与）

- ・月例経済報告、経済財政白書等において、現金給与総額指数の前年同月比等を利用
- ・国民経済計算の推計（内閣府）において、雇用者報酬の算定資料として利用

<例：夏季賞与の場合（6・7・8月）>

【従前の処理】

① 支給した月が6・7月の場合

【6・7月の調査票の提出がある場合】

- 6・7月の調査票の賞与欄に記入及び特別給与に賞与を加算
- 6・7月確報の公表が終了しているため、特別給与の月次集計及び年報に反映しない
- 賞与の特別集計に反映

【6・7月の調査票の提出がない場合】※

- その月の調査票の修正ができないため、8月の調査票の賞与欄に記入及び特別給与に賞与を加算し、「●月分」と備考欄に記載
- 8月の確報の公表に間に合うため、特別給与の月次集計及び年報に反映
- 賞与の特別集計に反映

② 支給した月が8月の場合

- 8月の調査票の賞与欄に記入及び特別給与に賞与を加算又は8月の調査票の提出を依頼
- 8月確報の公表に間に合うため、特別給与の月次集計及び年報に反映
- 賞与の特別集計に反映

【変更後の処理】

① 支給した月が6・7月の場合

【6・7月の調査票の提出がある場合】

(変更なし)

【6・7月の調査票の提出がない場合】

- その月の調査票の修正ができないため、8月の調査票の賞与欄に記入**及び特別給与に賞与を加算**し、「●月分」と備考欄に記載
- ~~8月の確報の公表に間に合うため、特別給与の月次集計及び年報に反映~~
- 賞与の特別集計に反映

② 支給した月が8月の場合

(変更なし)

様式第1号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
.....日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

.....月.....日から.....月.....日まで

① 1,000人以上 ④ 30~99人
② 300~999人 ⑤ 5~29人
③ 100~299人

令和 年 月 分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
		大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数 (実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。)	7 実労働時間数 (休憩時間は含まないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)			
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。		(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまつき給与の総額はいくらでしたか。	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
男	1											①賞与
女	2											②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分
計	3											③3か月を超える期間で算定される通勤手当
うち、パートタイム労働者	4											④ 千円 ⑤ 千円

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日にも作業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 作業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名

調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

各都道府県統計主管課
毎月勤労統計調査担当係長 殿

厚生労働省政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室毎勤第一係長

毎月勤労統計調査夏季賞与関係業務について

毎月勤労統計調査の実施につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

夏季賞与の集計につきましては、6月分、7月分及び8月分の調査票に記入されている賞与額を対象にしており、8月分の確報後に賞与集計の審査・集計作業を行いますので、別添1のとおり対象月の賞与の確認・修正作業をよろしくお願いいたします。

それに先立ち、第一種事業所及び企業規模1～3の第二種事業所(1組、2組)のうち、7月分速報〆切時点において6月分及び7月分調査票に夏季賞与額が記入されていなかった事業所について、別紙「賞与未支給事業所リスト」を作成しました。これらの事業所について、8月分調査票の賞与の記入状況も踏まえて賞与の有無をご確認いただき、下記に従い回答していただきますようお願いいたします。

記

1 「賞与未支給事業所リスト」について

「賞与未支給事業所リスト」は、7月分速報〆切時点において6月分及び7月分調査票の賞与欄に記入がされていない事業所のリストです。

なお、7月分速報〆切時点において6月分及び7月分の両方の調査票が未提出の事業所は、「賞与未支給事業所リスト」に記載していません。

2 「賞与未支給事業所リスト」の記入方法及び提出について

(1)6～8月分に賞与の支給があった場合

「支給あり」欄の該当月の□にチェックを入れて下さい。

(2)夏季賞与の支給がない場合

「支給なし」欄の□にチェックを入れて下さい。

(3)6～8月分以外の月に賞与の支給があった場合

「その他」欄に支給(予定)月を入力してください。

※記入例等については別添2参照。

記入を終えた「賞与未支給事業所リスト」は、毎勤 業務用メール(maikin-gyomu@mhlw.go.jp)あてに 10月13日(水)15時までに当係にご提出ください。

※第二種事業所は、6、7、8月の3か月分すべての調査票の提出がある場合に、賞与の集計対象となります。よって「賞与未支給事業所リスト」に記載しご確認いただいた事業所でも賞与の集計対象外となる場合があります。

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 櫻井
TEL:03-5253-1111(内線 7606)
E-mail: maikin-gyomu@mhlw.go.jp

(別添1) 毎勤オンラインシステムにおける夏季賞与集計の訂正連絡及び疑義照会日程表

	～9/30(木)	10/1(金)～10/15(金) ※10/13(水)「賞与未支給事業所リスト」提出期限	10/18(月)～10/26(火)15時
6月分	<p><賞与が6月分調査期間内に支給されていたにもかかわらず、調査票に記入されずに提出されていた場合></p> <p>6月分内容審査結果詳細(月次)画面で修正してください。</p>	<p>別添2のとおり賞与未支給事業所リストの備考欄に「6月分未訂正、要疑義照会」と記載し、提出してください。報告のあった事業所について、10/18(月)～10/26(火)に疑義照会(賞与)画面にて当係より疑義照会しますので、修正の上「回答」ボタンを押してください。</p>	<p><賞与疑義照会></p> <p>当係より、疑義照会(賞与)画面にて疑義照会しますので、10/26(火)15時までに回答し、「回答」ボタンを押してください。</p> <p><疑義照会の対象とならなかった事業所の「賞与」を修正する場合></p> <p>修正する事業所一連番号を電話にて連絡してください。</p> <p>連絡のあった事業所について、疑義照会(賞与)画面にて当係より疑義照会しますので、修正し「回答」ボタンを押してください。</p>
7月分	<p><賞与が7月分調査期間内に支給されていたにもかかわらず、調査票に記入されずに提出されていた場合></p> <p>7月分の内容審査結果詳細(月次)画面で修正してください。</p>		<p>修正する事業所一連番号を電話にて連絡してください。</p> <p>連絡のあった事業所について、疑義照会(賞与)画面にて当係より疑義照会しますので、修正し「回答」ボタンを押してください。</p>
8月分	<p><賞与が8月分調査期間内に支給されていたにもかかわらず、調査票に記入されずに提出されていた場合></p> <p>8月分の内容審査結果詳細(月次)画面で修正してください。</p> <p>6月又は7月分調査期間内に賞与の支給があってその月の調査票が未提出であり、8月分の調査票が提出されている場合は、8月分の調査票の「特別に支払われた給与」及び「賞与」にその額を記入し、備考欄に賞与支給月を記入して提出してください。</p> <p>すでに8月分の調査票が提出されている場合は、8月分の内容審査結果詳細(月次)画面で修正し、備考欄に賞与支給月を入力してください。</p> <p>修正データを8月分全国集計に反映させるため、10/13(水)15時までに入力してください。</p>		<p><地方集計(賞与)の事業所抽出時期></p> <p>地方集計(賞与)の事業所抽出は、全国の賞与データが確定後に行ってください(10/26(火)16時以降が望ましい)。</p> <p>※地方集計(賞与)において賞与対象事業所抽出を行った後に、6～8月分の調査票が提出される等により、抽出条件に合致するようになったとしても、そのままでは賞与集計の対象となりません。</p> <p>事業所抽出を再度行くと集計対象に含まれるようになりますが、再抽出までに手動で行っていた集計対象変更等の操作は全てリセットされますので、ご注意ください。</p>

(別添2) 別紙「賞与未支給事業所リスト」の記入例

* 以下の記入例に従い、「賞与未支給事業所リスト」に記入してください。記入を終えた「賞与未支給事業所リスト」は、10/13(水)15時までにメールにて毎勤第一係にご提出ください。

令和3年夏季賞与														
賞与未支給事業所リスト														
(記入例)														
都道府	組番	一連番号	事業所	電話番	調査票提出月		対象月賞与(いずれかを選択)					備考		
					6月	7月	支給あり			その他	支給なし		不明	
							6月	7月	8月					
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6月分システム訂正済み	
XX	YYY	ZZZZ			○	×	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7月分調査票記入
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7月分システム訂正済み
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8月分調査票記入
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8月分システム訂正済み
XX	YYY	ZZZZ			×	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
XX	YYY	ZZZZ			○	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6月分未訂正、要疑義照会(※)

※ 10月1日以降は、毎勤システムから6月分の処理が不能となるため、内容審査(月次)画面から6月分の賞与額が修正できなくなります。この場合、厚生労働省より当該事業所について賞与の疑義照会を行うと、都道府県において、「疑義照会(賞与)」メニューから6月分の賞与額を修正することができます。

なお、第二種事業所は、6、7、8月の3か月分すべての調査票の提出がある場合に、賞与の集計対象となります。

よって「賞与未支給事業所リスト」に記載した事業所でも賞与の集計対象外となる場合があり、このような事業所については、リストに記載いただいても疑義照会できません。

6月分支給事業所については、なるべく9月30日までに毎勤システムに反映していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年 10 月 8 日

各都道府県統計主管課
毎月勤労統計調査担当係長 殿

厚生労働省政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室毎勤第一係長

「毎月勤労統計調査夏季賞与関係業務について」の修正について

標記について、令和3年9月 15 日付事務連絡をお送りしていたところですが、別添1の毎勤オンラインシステムにおける夏季賞与集計の訂正連絡及び疑義照会日程表に記載していた取扱いにつきまして、別紙のとおり修正しますので、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

【修正の概要】

- ・ 6月分又は7月分の賞与が支給されていたにもかかわらず、その月分の調査票の提出がなかった場合には、8月分の調査票(内容審査結果詳細(月次)画面)の「賞与」の額を記入すべきところを「特別に支払われた給与」への記入についても記していたため、「特別に支払われた給与」は修正せず、「賞与」のみを記入するよう、記載方法を修正。
- ・ 上記に伴う文言修正、記載方法の明確化 等

「毎月勤労統計調査夏季賞与関係業務について」の修正について

○ 修正箇所

(別添1) 毎勤オンラインシステムにおける夏季賞与集計の訂正連絡及び疑義照会日程表

(網掛け部分が修正箇所)

	修正前		修正後
8月分	<p><賞与が8月分調査期間内に支給されていたにもかかわらず、調査票に記入されずに提出されていた場合></p> <p>8月分の内容審査結果詳細(月次)画面で修正してください。</p> <p>6月又は7月分調査期間内に賞与の支給があつてその月の調査票が未提出であり、8月分の調査票が提出されている場合は、8月分の調査票の「特別に支払われた給与」及び「賞与」にその額を記入し、備考欄に賞与支給月を記入して提出してください。</p> <p>すでに8月分の調査票が提出されている場合は、8月分の内容審査結果詳細(月次)画面で修正し、備考欄に賞与支給月を入力してください。</p>	8月分	<p><賞与が8月分調査期間内に支給されていたにもかかわらず、調査票に記入されずに提出されていた場合></p> <p>8月分の内容審査結果詳細(月次)画面で修正してください。</p> <p><6月分又は7月分の賞与が支給されていたにもかかわらず、その月分の調査票の提出がなかった場合></p> <p>6月分又は7月分調査期間内に賞与の支給があつて、その月分の調査票が未提出であり、8月分の調査票が提出されている場合は、8月分の内容審査結果詳細(月次)画面にて、8(4)①「賞与」のみにその額を記入し、備考欄に「●月分の賞与(●千円)を便宜的に8月分に記載」等を記入して提出してください。</p> <p>※ 6月分又は7月分の賞与を8月分に記入した場合でも、8(3)「特別に支払われた給与」は、8月分の金額のみ記入してください。</p> <p>例: 6月分の調査票が未提出の事業所で6月分の賞与が1000千円支払われていることが分かった場合、8月分の調査票を以下のように訂正</p> <p>8月分の調査票【当初】</p> <p>8(3) 「特別に支払われた給与」: 200千円</p> <p>8(4)① 「賞与」: 0円</p>

	<p>修正データを8月分全国集計に反映させるため、10/13(水)15時までに 入力してください。</p>		<p>→8月分の調査票【訂正後】</p> <p>8(3) 「特別に支払われた給与」: 200千円</p> <p>8(4)① 「賞与」: 1000千円</p> <p>※8月分の調査票は「8(3)」<「8(4)」となり、エラーとなるため、 備考欄に「6月分の賞与(1000千円)を便宜的に8月分に記載」と記入してく ださい。</p> <p>修正データを8月分全国集計に反映させるため、10/13(水)15時までに入力して ください。</p>
--	---	--	---

(別添1) 毎勤オンラインシステムにおける夏季賞与集計の訂正連絡及び疑義照会日程表

	～9/30(木)	10/1(金)～10/15(金) ※10/13(水)「賞与未支給事業所リスト」提出期限	10/18(月)～10/26(火)15時
6月分	<p><賞与が6月分調査期間内に支給されていたにもかかわらず、調査票に記入されずに提出されていた場合></p> <p>6月分内容審査結果詳細(月次)画面で修正してください。</p>	<p>別添2のとおり賞与未支給事業所リストの備考欄に「6月分未訂正、要疑義照会」と記載し、提出してください。報告のあった事業所について、10/18(月)～10/26(火)に疑義照会(賞与)画面にて当係より疑義照会しますので、修正の上「回答」ボタンを押してください。</p>	<p><賞与疑義照会></p> <p>当係より、疑義照会(賞与)画面にて疑義照会しますので、10/26(火)15時までに回答し、「回答」ボタンを押してください。</p> <p><疑義照会の対象とならなかった事業所の「賞与」を修正する場合></p>
7月分	<p><賞与が7月分調査期間内に支給されていたにもかかわらず、調査票に記入されずに提出されていた場合></p> <p>7月分の内容審査結果詳細(月次)画面で修正してください。</p>		<p>修正する事業所一連番号を電話にて連絡してください。</p> <p>連絡のあった事業所について、疑義照会(賞与)画面にて当係より疑義照会しますので、修正し「回答」ボタンを押してください。</p>
8月分	<p><賞与が8月分調査期間内に支給されていたにもかかわらず、調査票に記入されずに提出されていた場合></p> <p>8月分の内容審査結果詳細(月次)画面で修正してください。</p> <p><6月分又は7月分の賞与が支給されていたにもかかわらず、その月分の調査票の提出がなかった場合></p> <p>6月分又は7月分調査期間内に賞与の支給があって、その月分の調査票が未提出であり、8月分の調査票が提出されている場合は、8月分の内容審査結果詳細(月次)画面にて、8(4)①「賞与」のみにその額を記入し、備考欄に「●月分の賞与(●千円)を便宜的に8月分に記載」等を記入して提出してください。</p> <p>※ <u>6月分又は7月分の賞与を8月分に記入した場合でも、8(3)「特別に支払われた給与」は、8月分の金額のみ記入してください。</u></p> <p>例：6月分の調査票が未提出の事業所で6月分の賞与が1000千円支払われていることが分かった場合、8月分の調査票を以下のように訂正</p> <p>8月分の調査票【当初】</p> <p>8(3) 「特別に支払われた給与」：200千円</p> <p>8(4)① 「賞与」：0円</p> <p>→8月分の調査票【訂正後】</p> <p>8(3) 「特別に支払われた給与」：200千円</p> <p>8(4)① 「賞与」：1000千円</p> <p>※8月分の調査票は「8(3)」<「8(4)」となり、エラーとなるため、備考欄に「6月分の賞与(1000千円)を便宜的に8月分に記載」と記入してください。</p> <p>修正データを8月分全国集計に反映させるため、10/13(水)15時までに<input type="text"/>してください。</p>	<p><地方集計(賞与)の事業所抽出時期></p> <p>地方集計(賞与)の事業所抽出は、全国の賞与データが確定後に行ってください(10/26(火)16時以降が望ましい)。</p> <p>※ 地方集計(賞与)において賞与対象事業所抽出を行った後に、6～8月分の調査票が提出される等により、抽出条件に合致するようになったとしても、そのままでは賞与集計の対象となりません。</p> <p>事業所抽出を再度行うと集計対象に含まれるようになりますが、再抽出までに手動で行っていた集計対象変更等の操作は全てリセットされますので、ご注意ください。</p>	

(別添2) 別紙「賞与未支給事業所リスト」の記入例

* 以下の記入例に従い、「賞与未支給事業所リスト」に記入してください。記入を終えた「賞与未支給事業所リスト」は、10/13(水)15時までにメールにて毎勤第一係にご提出ください。

令和3年夏季賞与													
賞与未支給事業所リスト													
(記入例)													
都道府	組番	一連番	事業所	電話番	調査票提出月		対象月賞与(いずれかを選択)					備考	
					6月	7月	支給あり			その他	支給なし		不明
							6月	7月	8月				
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6月分システム訂正済み
XX	YYY	ZZZZ			○	×	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7月分調査票記入
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7月分システム訂正済み
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8月分調査票記入
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8月分システム訂正済み
XX	YYY	ZZZZ			×	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
XX	YYY	ZZZZ			○	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
XX	YYY	ZZZZ			○	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6月分未訂正、要疑義照会(※)

※ 10月1日以降は、毎勤システムから6月分の処理が不能となるため、内容審査(月次)画面から6月分の賞与額が修正できなくなります。この場合、厚生労働省より当該事業所について賞与の疑義照会を行うと、都道府県において、「疑義照会(賞与)」メニューから6月分の賞与額を修正することができます。

なお、第二種事業所は、6、7、8月の3か月分すべての調査票の提出がある場合に、賞与の集計対象となります。

よって「賞与未支給事業所リスト」に記載した事業所でも賞与の集計対象外となる場合があり、このような事業所については、リストに記載いただいても疑義照会できません。

6月分支給事業所については、なるべく9月30日までに毎勤システムに反映していただきますようお願いいたします。



令和3年10月22日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 野口 智明

室長 補佐 高田 崇司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

毎月勤労統計調査 令和3年8月分結果確報

(前年同月と比較して)

○現金給与総額は274,671円(0.6%増)となった。うち一般労働者が356,007円(1.3%増)、パートタイム労働者が96,357円(1.2%減)となり、パートタイム労働者比率が31.33%(0.41ポイント上昇)となった。

なお、一般労働者の所定内給与は313,184円(0.6%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,232円(1.3%増)となった。

○共通事業所による現金給与総額は1.1%増となった。

うち一般労働者が1.2%増、パートタイム労働者が0.7%減となった。

○就業形態計の所定外労働時間は9.1時間(7.0%増)となった。

(事業所規模5人以上、令和3年8月確報)

区分	就業形態計		一般労働者		パートタイム労働者	
		前年比(差)		前年比(差)		前年比(差)
月間現金給与額						
	円	%	円	%	円	%
現金給与総額	274,671	0.6	356,007	1.3	96,357	-1.2
きまって支給する給与	261,772	0.5	337,835	1.2	95,019	-1.3
所定内給与 (時間当たり給与)	244,062	0.0	313,184	0.6	92,524	-1.1
所定外給与	—	—	—	—	1,232	1.3
特別に支払われた給与	17,710	6.0	24,651	7.4	2,495	-7.8
実質賃金	12,899	3.0	18,172	3.6	1,338	3.6
現金給与総額	—	0.1	—	1.0	—	-1.6
きまって支給する給与	—	0.1	—	0.7	—	-1.6
月間実労働時間数等						
	時間	%	時間	%	時間	%
総実労働時間	129.7	0.7	153.7	1.7	77.2	-2.4
所定内労働時間	120.6	0.2	141.4	1.2	75.1	-2.4
所定外労働時間	9.1	7.0	12.3	7.9	2.1	0.0
出勤日数	17.0	0.1	18.5	0.2	13.5	-0.4
常用雇用						
	千人	%	千人	%	千人	%
本調査期間末	52,031	1.3	35,730	0.6	16,301	2.6
パートタイム労働者比率	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
	31.33	0.41	—	—	—	—

注1：前年比(差)は、単位が%のものは前年同月比、ポイント又は日のものは前年同月差である。

注2：今回の調査対象事業所数は32,092事業所、回答事業所数は25,347事業所、回収率は79.0%であった。

※1 調査結果に関する留意事項については、最終頁の利用上の注意をご覧ください。

※2 毎月勤労統計調査に関する情報は、以下のURL(厚生労働省ホームページ)にも掲載しております。

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>)

また、毎月勤労統計調査に関する詳細な結果は、以下のURL(政府統計の総合窓口(e-Stat))に掲載しております。

(<https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011791>)

《特別集計》令和3年夏季賞与（一人平均）

令和3年の夏季賞与（令和3年6月～令和3年8月の「特別に支払われた給与」のうち、賞与として支給された給与を特別集計したもの）は、賞与支給のある事業所における一人当たり平均では、前年比0.8%減の380,268円となった。主な産業についてみると、製造業0.1%増、卸売業、小売業3.5%増、医療、福祉3.2%減となった。

また、賞与支給のある事業所に雇用される労働者の割合は、前年差0.2ポイント減の79.3%となった。

なお、賞与支給のない事業所を含めた全労働者一人当たり平均で見ると、夏季賞与は前年比1.1%減の301,553円となった。主な産業についてみると、製造業0.4%増、卸売業、小売業5.3%増、医療、福祉3.2%減となった。

表1 支給事業所における労働者一人平均賞与額の前年比（%）の推移
（事業所規模5人以上）

区 分	平成 29年	30	令和 元年	2	3
調 査 産 業 計					
夏季賞与	0.4	4.2	-1.5	0.5	-0.8
年末賞与	3.0	1.2	-0.1	-2.6	
製 造 業					
夏季賞与	0.6	3.6	-1.2	-4.6	0.1
年末賞与	4.5	0.2	-1.0	-5.6	

表2 令和3年夏季賞与の支給状況

（事業所規模5人以上）

産 業	(A) 支給事業所における労働者一人平均賞与額			(B) 支給事業所数割合			(C) 支給事業所に雇用される労働者の割合		(D) きまって支給する給与に対する支給割合		(参考) (A)×(C) 全事業所における労働者一人平均賞与額		
	令和3年	令和2年	前年比	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	前年比	
	円	円	%	%	%	%	%	か月分	か月分	円	円	%	
調 査 産 業 計	380,268	383,439	-0.8	65.1	65.3	79.3	79.5	0.99	1.01	301,553	304,834	-1.1	
鉱業、採石業等	487,432	483,785	0.8	99.8	68.9	99.2	80.5	0.85	0.70	483,533	389,447	24.2	
建設業	495,958	512,328	-3.2	66.0	68.5	76.3	77.8	1.03	1.02	378,416	398,591	-5.1	
製造業	492,661	492,004	0.1	69.2	68.4	86.4	86.2	0.98	0.99	425,659	424,107	0.4	
電気・ガス業	867,560	778,997	11.4	83.9	89.4	86.4	90.0	1.79	1.83	749,572	701,097	6.9	
情報通信業	665,248	671,221	-0.9	62.7	68.8	82.3	84.6	1.22	1.23	547,499	567,853	-3.6	
運輸業、郵便業	322,898	339,235	-4.8	69.0	67.8	81.7	82.0	0.95	0.91	263,808	278,173	-5.2	
卸売業、小売業	357,487	345,443	3.5	64.3	64.1	75.6	74.3	0.99	1.01	270,260	256,664	5.3	
金融業、保険業	643,656	635,558	1.3	87.6	85.8	91.3	91.8	1.62	1.61	587,658	583,442	0.7	
不動産・物品賃貸業	499,325	447,592	11.6	76.2	75.0	83.3	83.7	1.33	1.32	415,938	374,635	11.0	
学術研究等	653,687	643,092	1.6	74.9	72.9	86.5	85.2	1.26	1.24	565,439	547,914	3.2	
飲食サービス業等	47,083	55,298	-14.9	42.7	41.5	56.7	53.8	0.35	0.36	26,696	29,750	-10.3	
生活関連サービス等	135,034	162,504	-16.9	39.5	39.7	57.9	61.5	0.57	0.68	78,185	99,940	-21.8	
教育、学習支援業	499,483	518,523	-3.7	75.4	78.7	88.8	92.3	1.38	1.35	443,541	478,597	-7.3	
医療、福祉	275,482	284,687	-3.2	74.7	74.5	86.0	86.0	0.86	0.89	236,915	244,831	-3.2	
複合サービス事業	425,436	434,922	-2.2	92.8	94.4	95.0	97.0	1.64	1.65	404,164	421,874	-4.2	
その他のサービス業	230,618	211,254	9.2	69.7	69.5	78.2	79.5	1.08	1.11	180,343	167,947	7.4	
調 査 産 業 計													
500人以上	636,176	633,853	0.4	95.4	95.6	95.5	96.2	1.46	1.47	607,548	609,767	-0.4	
100～499人	417,894	418,274	-0.1	90.8	91.7	92.0	92.2	1.17	1.20	384,462	385,649	-0.3	
30～99人	338,240	335,961	0.7	88.0	86.8	88.3	87.1	1.10	1.10	298,666	292,622	2.1	
5～29人	265,204	274,564	-3.4	61.6	61.7	63.4	63.7	0.96	0.98	168,139	174,897	-3.9	
30人以上	440,487	438,830	0.4	88.7	87.9	91.3	91.0	1.13	1.13	402,165	399,335	0.7	

(注) 1. 「(A) 支給事業所における労働者一人平均賞与額」とは、賞与を支給した事業所の全常用労働者（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）についての一人平均賞与支給額である。
 2. 「(B) 支給事業所数割合」とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合である。
 3. 「(C) 支給事業所に雇用される労働者の割合」とは、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合である。
 4. 「(D) きまって支給する給与に対する支給割合」とは、賞与を支給した事業所ごとに算出したきまって支給する給与に対する賞与の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均である。